

## 保険医療機関及び保険薬局等が交付する領収証等の改善に関する実態調査結果 〈調査結果に基づいて改善通知〉

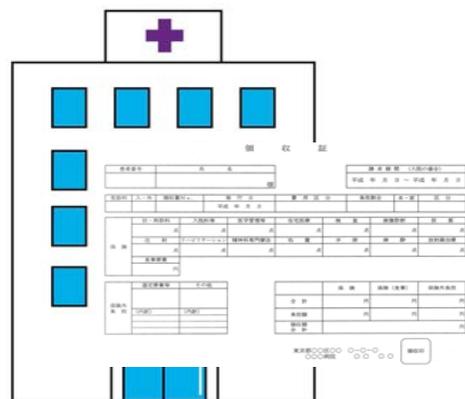
### ～分かりやすい医療費情報の提供促進のために～

#### 調査目的

山口行政評価事務所では、平成18年8月～11月にかけて、保険医療機関等(病院、医科・歯科診療所、保険薬局、指定訪問看護事業者)における領収証の交付状況や看護職員の対患者割合などの表示状況について、分かりやすい医療費情報の提供を促進するためにこの調査を実施

#### 調査結果

平成18年11月30日、保険医療機関等を指導監督する山口社会保険事務局に対して改善意見を通知



#### 〔参考〕

この調査は、「行政評価・監視」活動の一環として行ったものです。「行政評価・監視」とは、山口行政評価事務所が行う活動の一つで、行政の運営状況を調査して、改善を推進するものです。

なお、同時に調査を行った中国四国管区行政評価局(広島市)及び鳥取行政評価事務所もそれぞれ広島社会保険事務局、鳥取社会保険事務局に改善意見を通知しました。

#### 〔本件照会先〕

山口行政評価事務所

評価監視官 石川 雅英

電話：083-922-1890

住所：山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎

# 概略

## 調査の背景

- 平成18年4月から医療費の内容の分かる領収証の無償交付義務付け体制の整わない保険医療機関等は猶予期間6か月
- 領収証より詳しい明細書の交付について努める
- 看護職員の対患者割合などは利用者が分かるように掲示が必要

調査  
全国初

## 調査手法

- 当事務所職員が保険医療機関等を实地に調査
- 県民の方から提供を受けた領収証や領収証交付に関する情報を活用

## 明らかになった実態

山口県内の保険医療機関等での患者に対する医療費情報の提供は概ね良好だが・・・

- 1 領収証  
内訳の分からない総額だけの領収証を交付していたものが散見
- 2 明細書  
患者への周知が無いこともあって、交付実績がほとんどなし
- 3 院内掲示  
不適切な掲示が散見

## 通知事項

- 1 医療費の内容の分かる領収証の交付の徹底
- 2 明細書の交付に係る情報提供の促進
- 3 院内掲示の適正化

通知

山口社会保険事務局  
平成18年11月30日

# 通知事項 1 医療費の内容の分かる領収証の交付の徹底

## 制度

- 平成18年4月から医療費の内容の分かる領収証の無償交付が義務化(猶予期間6か月)  
保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)
- 医科及び歯科にあつては初・再診料、検査等点数表の各部単位、保険薬局にあつては調剤技術料等点数表の各節単位で、また、指定訪問看護事業者にあつては訪問看護基本療養費等別に表示
- 患者の自己負担割合や保険点数の合計欄等を記載した標準様式を提示

## 指導状況

- これらの事項を社会保険事務局は、集団指導等を通じて保険医療機関、保険薬局に指導  
指定訪問看護事業者に対しては、個別に文書を送付して指導

## 調査結果

### ◆ 義務化の内容が不徹底な状況 延べ 90機関

保険医療機関等 424機関中

- i 医療費の内容が分からない総額だけの領収証を交付していたもの 18機関
- ii 患者の自己負担割合や保険点数の合計表示がないなど分かりにくいもの 延べ 72機関

## 通知事項

医療費の内容の分かる領収証の交付について、患者にとって分かりやすい医療の推進を図るため、保険医療機関等に対し、さらに指導の徹底に努めること。

## 通知事項 2 明細書の交付に係る情報提供の促進

### 制度

- 患者の求めがあれば、領収証より詳しい診療報酬点数の算定項目の分かる明細書の交付に努める。
- 保険医療機関は、明細書を交付できる体制を整えているとして社会保険事務局に届け出た場合、初診料に30円加算

### 指導状況

- これらの事項を社会保険事務局は、集団指導等を通じて保険医療機関、保険薬局に指導

### 調査結果

- ① 明細書の交付が可能な保険医療機関等で交付可能な旨の掲示なし
- ② 明細書を交付する体制を整えているとして届け出ている保険医療機関のうち15機関中10機関で(66.7%)で交付実績なし。

※ 調査対象40保険医療機関等のうち、明細書を交付できる体制を整えているとして届け出ている15保険医療機関のほか、20保険医療機関等が自ら明細書の交付可能な体制を整えている。

### 当事務所職員による県民への聞き取り調査の結果

- 患者が希望すれば明細書の交付を受けることができることを「知らない」と答えたもの 793人中 665人(83.9 %)
- 明細書の交付を「希望する」と答えたもの 793人中 459人(57.9 %)

### 通知事項

初診料の電子化加算を届け出して明細書を交付する体制を整えているを選択している保険医療機関に対し、明細書の交付が可能である旨の掲示を行うよう指導をすること。

## 制度

- 保険医療機関は、院内の見やすい場所に、次の事項等を掲示しなければならない。
  - i 入院基本料に関する事項
  - ii 入院時食事療養（Ⅰ）の基準に適合するものとして社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た事項
  - iii 保険外併用療養の内容及び費用に関する事項
    - ・ 保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和32年厚生省令第15号）
    - ・ 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）
- 具体的な掲示方法等
  - (例) ・ 入院基本料の施設基準 ⇒ 届出事項・届出事項の概要（看護職員の対患者割合、看護要員の配置）  
「当病棟では、朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち患者数は5人以内です。」
  - ・ 特別療養環境室(差額ベット) ⇒ ベットの数及び料金  
「○○病棟 △△室～□□室：4200円 △△病棟 ○□室～□△室：10500円」
- ◎ 社会保険事務局は、保険医療機関に対し療担規則等に定める事項について周知徹底させることを目的として、**指導**することとされている。
  - ・ 保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について（平成7年12月22日付け保発第117号）

## 調査結果

- ◆ 当事務所が現地確認を行った19保険医療機関(9病院、1医科診療所、9歯科診療所)で以下のような**不適切な掲示**あり

※山口県内の保険医療機関数は2,007機関

《主な不適切事例》

- i 入院基本料に関するもの
  - ・ 時間帯によって**看護職員1人当たりの受持ち患者数が明確でない**掲示となっているもの(2機関)
- ii 入院時食事療養に関するもの
  - ・ 食事療養に関して、**患者が受けられるサービス等が示されていないもの**(4機関)
  - ・ 特別メニューの食事についての**メニューが掲示されていないもの**(1機関)
- iii 保険外併用療養に関するもの
  - ・ 特別療養環境室に入院した場合の料金のみを掲示し、**ベッド数を掲示していないもの**(2機関)
  - ・ 金属床総義歯の費用等に定めたことについて、**社会保険事務局に報告を行っていないもの**(4機関)
  - ・ 入院期間が180日を超えた場合の具体的な**入院費用についての表示がないもの**(1機関)

## 通知事項

保険医療機関に対し**集団指導等の機会**を通じて、医療サービスの内容及び費用についての院内掲示の適正化を図るようさらに指導すること。

## 4 処方せん様式の変更状況

### 制 度

- 平成18年4月から処方せん様式に「後発医薬品への変更可」欄及び「保険医署名」欄を追加

処 方 せ ん					
<small>(この処方せんは、どの保険機関でも有効です。)</small>					
公費負担番号			保険者番号		
公費負担医療の受給番号			特保番号・特保番号補の記号・番号		
患 者 区 分	氏 名		保険医療機関の所在地及び名称		
	生年月日	年 月 日 男・女	電 話 番 号		
	被保険者	被扶養者	保険医氏名 <small>(印)</small>		
交付年月日	平成 年 月 日	処方せんの使用期間	平成 年 月 日	<small>欄に記載のある事項を補記し、交付の日を要し、4日以内に保険機関に提出すること。</small>	
処 方 備 考	<div style="text-align: right;"> <p>後発医薬品への変更について</p> <p>後発医薬品への変更可</p> <p>保険医署名</p> </div>				
調剤年月日	平成 年 月 日	公費負担番号			
保険医療の所在地及び名称			公費負担医療の受給番号		

先発医薬品の銘柄名を記載した処方せんを交付した医師が、後発医薬品に変更して差し支えない旨の意思表示をしやすいとするため、処方せんの様式を変更し、「備考」欄中に新たに「後発医薬品への変更可」のチェック欄を設ける。

- ・「診療報酬の算定方法を定める件」等の改正について  
(平成18年3月6日付け保発第0306012号)

### 調査結果

- 当事務所が実地調査を行った保険医療機関のうち、院外処方を行っている16機関のすべてが新様式を使用